

令和6年和泉市議会第2回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘 要
議案第43号	和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第44号	和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
議案第45号	和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 13
議案第46号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 15
議案第47号	和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
議案第48号	和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 19
議案第49号	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 21

議案第 43 号

和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

南部大阪都市計画和泉コスモポリス地区地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限に関し所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新					旧				
別表(第4条―第7条関係)					別表(第4条―第7条関係)				
建築物 の制限 地区	(い) 用途に関する制限	(ろ) 敷 地面積 に関する制限	(は) 外 壁の後 退距離 に関する制限	(に) 建 築物の 高さに 関する 制限	建築物 の制限 地区	(い) 用途に関する制限	(ろ) 敷 地面積 に関する制限	(は) 外 壁の後 退距離 に関する制限	(に) 建 築物の 高さに 関する 制限
和泉コスモポリス地区	工場のうち次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。石油精製業、パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎	略	略	略	和泉コスモポリス地区	工場のうち次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。石油精製業、パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎	略	略	略

新					旧				
		製品製造業、コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業（原子力発電以外の非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用した電気供給業を除く。）				製品製造業、コークス製造業、セメント製造業並びに電気供給業			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されることから、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年和泉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2）学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事</u>

新	旧
<u>上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した後。次号及び次条において同じ。））、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） <u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当</u>	した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した後）、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

新	旧
<u>する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（7）10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（8）第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（9）外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した</u>	<u>（5）10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（6）第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（7）外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

新	旧
<u>経験を有する者に限る。)</u> <u>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）<u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条</u>	<u>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）<u>前条の規定により水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u>

新	旧
<u>第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 略 (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校<u>の卒業生</u>については5年以上、同条第3号に規定する学校<u>の卒業生</u>（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第5号に規定する学校</u><u>の卒業生</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、</u>同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者</u>）については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、</u>同条第1号に規定する学校<u>を卒業した者</u>については5年以上、同条第3号に規定する学校<u>を卒業した者</u>（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については

新	旧
(5) 外国の学校において、<u>第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	7年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略

第2条 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)

新	旧
第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に改正前の和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了している者については、第2条の規定による改正後の同号に規定する者とみなす。

議案第 45 号

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市消防本部庁舎の移転に伴い、和泉市消防本部及び和泉市和泉消防署の位置を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域に関する条例（昭和 38 年和泉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
別表第 1 消防本部の名称及び位置	別表第 1 消防本部の名称及び位置																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>和泉市消防本部</td><td>和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号</td></tr></table>	名称	位置	和泉市消防本部	和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>和泉市消防本部</td><td>和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2</td></tr></table>	名称	位置	和泉市消防本部	和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2										
名称	位置																		
和泉市消防本部	和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号																		
名称	位置																		
和泉市消防本部	和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2																		
別表第 2 消防署の名称、位置及び管轄区域	別表第 2 消防署の名称、位置及び管轄区域																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>和泉市和泉消防署</td><td>和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">(以下略)</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	和泉市和泉消防署	和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号	略	(以下略)			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>和泉市和泉消防署</td><td>和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">(以下略)</td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	和泉市和泉消防署	和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2	略	(以下略)		
名称	位置	管轄区域																	
和泉市和泉消防署	和泉市府中町四丁目 1 0 番 1 6 号	略																	
(以下略)																			
名称	位置	管轄区域																	
和泉市和泉消防署	和泉市一条院町 1 4 0 番地の 2	略																	
(以下略)																			

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

議案第 46 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けられるようになったため、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時に行う場合の手数料を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和 3 1 年和泉市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
別表第 1 の 2（第 2 条関係）			別表第 1 の 2（第 2 条関係）		
項	区分	手数料の額	項	区分	手数料の額
(中略)			(中略)		
5	別表第 1 の 6 の項及び 1 3 の項の指定 の更新申請を同時に行う場合	1 0, 0 0 0 円	5	別表第 1 の 6 の項及び 1 3 の項の指定 の更新申請を同時に行う場合	1 0, 0 0 0 円
<u>6</u>	<u>別表第 1 の 8 の項及び 1 5 の項の指定 の更新申請を同時に行う場合</u>	<u>1 0, 0 0 0 円</u>			

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立保健センターの移転に伴い、和泉市立保健センターの位置を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立保健センター条例（昭和60年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(名称及び位置) 第2条 和泉市立保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目11番23号</u>	(名称及び位置) 第2条 和泉市立保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目22番5号</u>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 48 号

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市教育センターの移転に伴い、和泉市教育センターの位置を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市教育センター条例（昭和47年和泉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目11番23号</u>	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目20番1号</u>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 49 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）、（2）略 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （職員） 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保	（職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）、（2）略 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （職員） 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保

新	旧
育士とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 略	育士とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 略

新	旧
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。